

International Trade & Commerce Tax

Tokyo

Client Alert

17 March 2025

本アラートに関する お問い合わせ先:



末富 純子 パートナー +81 3 6271 9741 <u>Junko.Suetomi</u> @bakermckenzie.com



長谷川 匠 シニア・アソシエイト +81 3 6271 9540 Takumi.Hasegawa @bakermckenzie.com



戸澤 真偉斗 アソシエイト +81 3 6271 9725 <u>Maito.Tozawa</u> @bakermckenzie.com



大倉 準哉 アソシエイト +81 3 6271 9731 Junya.Okura @bakermckenzie.com

税務及び移転価格の観点から見た米国及び世界の 関税に係る変更による影響と取り得る緩和策

1. 税務・移転価格の課題の概要

今般、トランプ政権が提案したカナダ、メキシコ、中国、EU等からの輸入品に対する米国の関税引き上げ案と、米国の関税引き上げ案の影響を受ける国・地域において予想される対応は、多国籍企業(MNE: Multinational Enterprises)が検討すべき移転価格に様々な影響を及ぼすことになる。これらの関税は、企業間で国境を越えて商品を移転する際に、コストの増加や潜在的な二重課税の問題をもたらしたり、独立企業原則を遵守・維持する課題に直面したりする可能性がある。

留意すべき重要な問題は、**関税により増加するコストを負担するのはどの企業か**、ということである。

コスト増加分は、影響を受ける商品の消費者価格の上昇という形でエンドカスタマーに転嫁するという基本的な考え方があるが、これはすべてのケースで可能というわけではない。このような場合において、サプライチェーン内のどの企業がコスト増加分を負担すべきか、あるいはコスト増加分が依然として、税務上損金算入可能であり、コスト増加分の取扱いが独立企業原則及びグループの確立された移転価格ポリシーに沿ったものであるかを確認することが重要である。

多国籍企業が関税による影響を緩和するためには、以下のような方法が考えられる。

- 製造事業の移転等によるサプライチェーンの再構築:このような事業再編は通常、税務、法務、雇用の観点から様々な影響を及ぼすため、関税の影響を緩和するためにサプライチェーンの再構築を検討する場合は、税務、法務、雇用の問題もあわせて検討・対応する必要がある。
- 移転価格から非課税要素を除外したり、可能であれば、関税目的での移 転価格の使用を停止し、代替的な関税評価方法を使用したりすることに より、企業間取引の**関税目的での課税基盤の削減**を目指す。



藤原 総一郎 アソシエイト +81 3 6271 9707 Soichiro.Fujiwara @bakermckenzie.com



高波 巧 アソシエイト +81 3 6271 9453 Taku.Takanami @bakermckenzie.com

2. 主な影響、取り得る緩和策、考慮事項

以下の表では、主な影響、潜在的なリスク軽減戦略、及び考慮事項の概要を示している。

課題 概要 検討事項及び潜在的緩和策

コスト基盤 の増大

国家間の商品輸入コストは、関 税率に合わせて上昇し、多国籍 企業のシステム利益を大幅に損 なう可能性がある。 多国籍企業は、関税の引き上げ 又は関税の適用範囲の拡大によ る財務的影響を予測するため に、定量的評価又はモデル化を 行うことが考えられる。

また、多国籍企業は(グループ の)移転価格ポリシーが関税引 き上げの影響を受けるかどうか を慎重に検討することも考えら れる。例えば、多国籍企業は、 関税がルーティン業務に適用さ れるマージンに影響を及ぼすか どうかを分析すべきである。

独立企業原 則の適用

輸入関税コストの増加は、通常、登録輸入者(IOR: Importer Of Record)(例えば、リスク限定エンティティ(LRD: limited risk distributor))が負担するが、増加する関税コストがエンドカスタマーに全額転嫁される可能性は低い。

多国籍企業グループ内のリスク限定エンティティ(例えば、distributors や contract manufacturers)は、一般的に、固定的なルーティン・マージンに基づき報酬を受ける。

したがって、移転価格に関する 重要な問題は、増加した関税コ ストを誰が最終的に負担すべき か(例えば、LRD や contract manufacturers といったルーティン・エンティティ¹か、プリンシパル・エンティティか、か、その両方か)であるといえる。独立企業原則は正しく適用されるべきといえる。 多国籍企業は、以下の事項を評価するために移転価格ポリシーの見直しを行うことが考えられる。

企業間契約

・ 既存の企業間契約を見直 し、不測のコスト上昇や間 局から課される不測の課す 金について、誰が負項すず きかを定めた契約条すること が考えられる。 関連 する企業間契約及び企業間 製品価格リストの更新を検 討することも考えられる。

機能分析レビュー

- ルーティン・エンティティ (LRD や contract manufacturers 等) が真に 限定的なリスクを有してい るのかを判断するために、 関連する会社が行う機能や 活動の見直しを行うことが 考えられる。
- コストや市場リスクの増加 により、ルーティン・エン ティティが受け取るマージ ンを削減できるかについて

¹ ルーティン・エンティティは、指示に基づいてルーティン機能(運用生産、材料処理、保管、商品の配送)のみを実行している。これらのエンティティは一般的にその機能に比例して限定的なリスクしか負わないため、利益率は低くても安定的に利益が計上される必要がある。contract manufacturers は通常、生産計画(注文に応じた生産計画の作成)に対して責任を有しており、関連するリスク(スクラップの増加、生産の非効率性等)を負担している。

		検討することが考えられ る。 リスクの配分
		 機能分析(Functional analysis)のレビューに沿って、増加したコストをプリンシパル・エンティティとルーティン・エンティティ間で分担すべきかについて検討することが考えられる。
		市場行動
		• 関税引き上げの導入に関連 する市場行動に関する適切 な比較可能データが入手可 能かどうかを確認するた め、同業他社の動向を検討 することも推奨される。
価格戦略	税関評価と移転価格のアプロー チを区別することも検討すべき である。	多国籍企業は、代替的な関税評価及び/又は移転価格ポリシーが、商品の企業間価格設定に関連するかどうかを検討することが考えられる。
		移転価格は、一般的に課税評価額に依拠することを考慮品がること含まれるのが表に含まれるのが表にであるの種類が表が表が、ともサービス・は、が表には、ないとも対象が表に、移転価格に合きまれる。は、移転価格に合きまれる。というに、は、ののでは、である。というでは、できないのでは、できないのでは、できないのでは、できないのでは、できないのでは、できないのでは、できないのでは、できないのでは、できないのできない。
		また、多国籍企業は、状況によっては、課税評価額のための移転価格の使用を取りやめ、正しい課税評価額を決定するために別の方法を選択することも考えられる。これにより、全体的な課税評価額を引き下げることが可能となり、関税引き上げによるコストへの影響を緩和することができる。
		関税変更はグループの移転価格ポリシーに影響を与える可能性があるため、変更された課税評価ポリシーが及ぼす全体的な税務上の影響を考慮することが重要である。
移転価格コ	コスト配分やビジネス環境が変化することに対応して、変更点	ベンチマーク分析
ンプライア ンス	化することに対応して、変更点 や裏付けとなる分析を正確に文	関税の影響を考慮するために比 較可能性の調整が行われた場

書化することが極めて重要であ る。 合、又は移転価格の立場の変更 を裏付けるために新たな比較対 象が導入された場合、ベンチマ ーク分析を適宜更新する必要が ある。

移転価格の文書化

特に収益性に重大な変化がある 場合、どの当事者が関税の増加 分を負担すべきかを決定する根 拠は、明確かつ同時に文書化さ れるべきである。

出国税に関 する検討

出国税に関する検討事業又はサ プライチェーンの再編成が行われ、その結果、事業が移転される場合、出国税が課される可能 性がある。 多国籍企業は、それぞれの事業 運営やサプライチェーンを再編 成する前に、出国税の影響を慎 重に検討する必要がある。

税務当局の 懸念

関税コスト増を最終的に負担するのが誰であるかにかかわらず(すなわち、プリンシパル・エンティティかリスク限定エンティティか)、関連する所轄官庁は、収益性の低下に異議を唱え、追加関税の損金算入に異議を唱える可能性がある。

その結果、二重課税となる可能 性がある。 多国籍企業は、特に費用の損金 算入に関連して、法人税(繰 延)ポジションを注意深く見直 す必要がある。

リスクの高いケースでは、多国籍企業は、事前税務裁定(事前 教示)又は(二国間又は多国間 の)事前価格協定の取得を管轄 当局に働きかけることを検討す ることも考えられる。